

【新設】（取得価額の判定単位）

42の12の4-4 措置法令第27条の12の4第2項に規定する機械及び装置又は工具、器具及び備品の1台又は1基の取得価額が160万円以上又は30万円以上であるかどうかについては、通常一単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体になって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。

【解説】

- 1 本制度の適用対象資産である機械及び装置又は工具、器具及び備品は、1台又は1基の取得価額が160万円（工具、器具及び備品は30万円）以上のものとされている（措法42の12の4①、措令27の12の4②）。この取得価額の判定に当たっては、通常一単位として取引される単位ごとに判定することを原則とし、個々の機械及び装置等の本体と同時に設置する自動調整装置や原動機のような附属機器でその機械及び装置等の本体と一体となって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところでその取得価額が160万円以上であるかどうかの判定を行うことができる。本通達では、このことを明らかにしている。
- 2 連結納税制度においても、同様の通達（連措通68の15の5-4）を定めている。